

喫煙所の設置について

日本たばこ産業株式会社
大阪支店

ひとの
ときを、
想う。
JT

目次

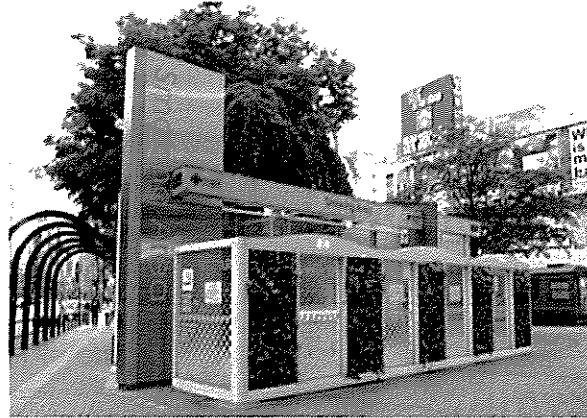
- 1. 喫煙所設置に関する取組とその背景**
- 2. 京橋における喫煙所設置に関するご提案**
- 3. その他**

1. 喫煙所設置に関する取組とその背景

喫煙所設置の取り組み

- # JTでは、全国約230自治体と協働で、1,000箇所以上の「喫煙所」を設置しています。（2014年4月現在）
- # これらの喫煙所は、喫煙マナー向上のメッセージを発信する機能も有しており、人ごみでの歩きたばこ防止やポイ捨て防止など喫煙マナーの改善に効果をあげています。
- # 例えば、2003年には渋谷区と協働で渋谷ハチ公前広場など24か所に喫煙所を設置しました。この取り組みは、たばこメーカーと自治体による初めての試みとなり、ハチ公前における区実施の定点調査では、路上の吸いがらが約85パーセント減少したという報告がなされています。

東京都渋谷区ハチ公前広場



※ 3.その他1)～4)参照
(P 20～P 23)

喫煙所設置の考え方

■JTでは、全国自治体との喫煙所協働設置については、

①公共の場所での喫煙所確保②ポイ捨て・歩きたばこの防止③メッセージボードによるマナー啓発
の3つの観点から吸われる方、吸われない方の協調ある共存の実現について、有効なツールと認識しています。

《喫煙所設置の条件》

- (1) 不特定多数の方が利用出来る場所であり、公道等、公共の場所での喫煙所確保が可能であること
- (2) ポイ捨て・歩きたばこの防止に資する場所であること
- (3) 歩行動線から外れ、かつ視認性のよい場所であること

※ 屋外の喫煙所設置に関しては、公的機関の基準はありません。

※ 3.その他5)～11)参照
(P 24～P 30)

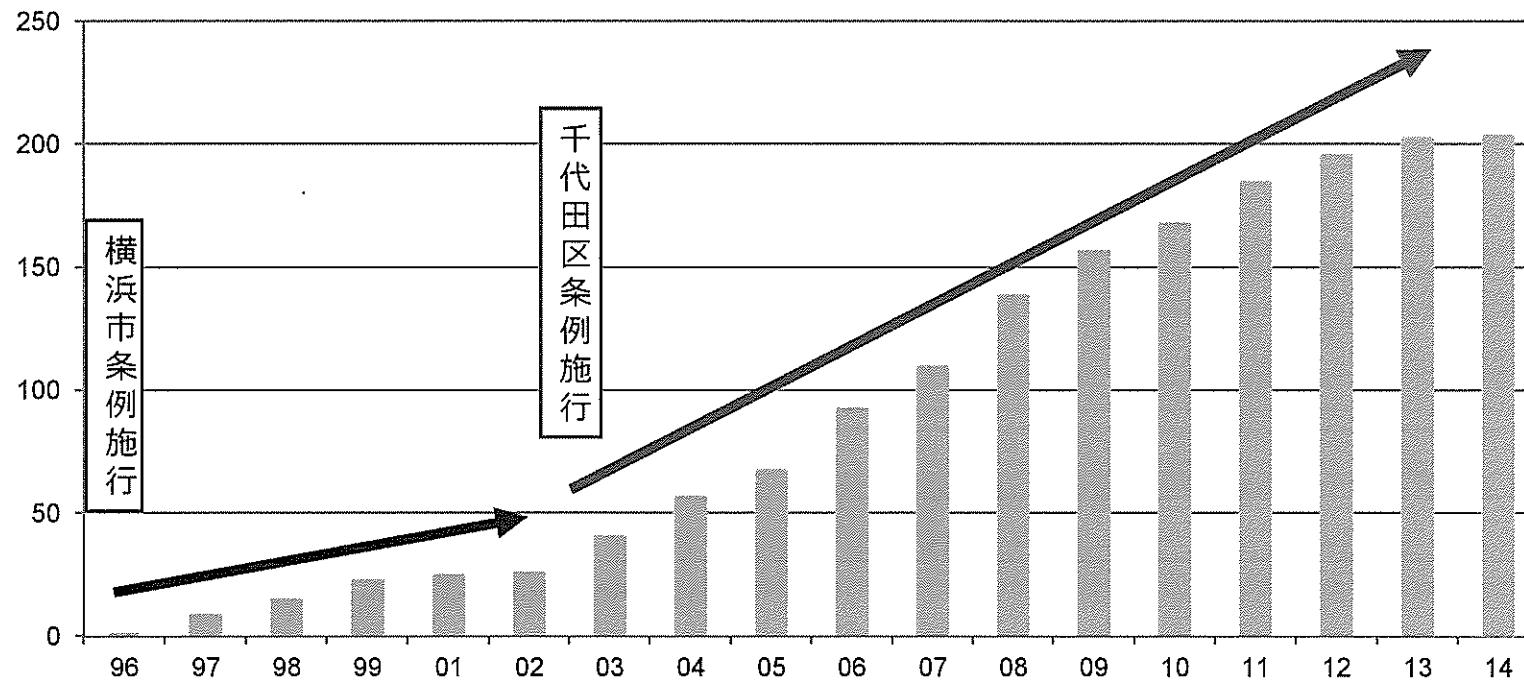
路上喫煙規制条例数の推移

■条例数の推移

- ・2002年の「安全で快適な千代田区の生活環境の設置に関する条例」の施行を皮切りに、全国各自治体において規制化の動きが加速
- ・現在、全国201自治体（2014年7月時点）において、何らかの「路上喫煙規制」を実施（施行）
*罰則により一律に路上での喫煙を禁止するのではなく、適切な喫煙所を確保しつつ、喫煙者のマナー向上を強く訴えていくものに変化してきている。

路上喫煙規制条例推移

※2014年7月現在
(JT調べ)



「千代田区生活環境条例のあゆみ」(千代田区ホームページ抜粋)

非喫煙者と喫煙者の共生に向けて

新たな課題

条例の浸透に伴い、路上喫煙が目に見えて減少する一方、健康増進法の施行や受動喫煙に対する意識の高まりなどもあり、事業所内での喫煙の制限が進んでいます。

このため、罰則が適用されない私有地・公開空地や区立公園、また、罰則の対象ではあっても見えにくい裏通りに喫煙者が集中する状況がみられます。「現実に喫煙者が存在するにもかかわらず、吸える場所がない」という喫煙者の受け皿の確保が課題です。

公園の分煙化・禁煙化

公園は、さまざまな人々が利用する場所である一方で、罰則が適用されないことから喫煙者が集中している状況が見られます。それぞれの公園の利用状況などを考慮し、公園内の分煙化・禁煙化に取り組んでいきます。

これまでの取組み

平成26年4月：改修工事に伴い秋葉原公園を全面禁煙としました。

喫煙者の受け皿を

区は、平成21年度に民間事業者が設置する屋内喫煙所への助成制度を創設し、5か所の無料喫煙所が設置されました。
路上喫煙の規制と合わせ、喫煙者と非喫煙者が共生できるよう、喫煙場所の確保にも取り組んでいます。

- 屋内喫煙所設置助成事業の概要
- 無料喫煙所(屋内喫煙所設置助成事業施設)のご案内

URL：千代田区website <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/ayumi.html>

東京都受動喫煙防止ガイドライン

東京都受動喫煙防止ガイドライン

東京都では、受動喫煙の影響を減少させることを目的に、平成9年5月に「東京都分煙化ガイドライン」を策定しました。その後、健康増進法の施行を受けて、平成16年6月に「東京都受動喫煙防止ガイドライン」に改定、平成23年10月に一部改正しました。

東京都は、施設管理者への普及啓発を行い、このガイドラインに沿った受動喫煙防止対策を推進しています。

・ 1 概要

受動喫煙防止の方法

空間全体の「禁煙」と空間の「分煙」の二つ

公共の場所における受動喫煙防止対策

原則として禁煙(ただし、施設の種類、態様や利用者のニーズ等に応じて、喫煙可能区域を設定することができるが、適切な受動喫煙防止対策を行うことが必要)

対策推進のための注意事項

- ・ 喫煙可能区域を設ける場合は、禁煙区域と喫煙可能区域の表示を明確に行う。
- ・ 新築、増改築の際は、設計の段階から計画的に対策を行う。
- ・ 妊婦、子供等が多く利用する施設では特に配慮する。

・ 2 最終改正日

平成23年10月1日

※ 東京都のガイドラインには、屋外喫煙所に関する記載はありません。

URL : 東京都website <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/tokyo/guideline.html>

東京23区の路上喫煙に関する取組状況

区	条例名またはルール名	区営(指定)喫煙所の箇所数
渋谷区	渋谷区分煙ルール	31
江戸川区	江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	1
港区	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例	27
豊島区	豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例	11
台東区	ポイ捨て行為の防止に関する条例	23
練馬区	練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例	9
葛飾区	葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例	1
中央区	中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例	7
目黒区	目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例	8
世田谷区	世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例	5
杉並区	杉並区生活安全及び環境美化に関する条例	7
板橋区	エコポリス板橋クリーン条例	10
中野区	中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例	3
墨田区	墨田区路上喫煙等禁止条例	8
大田区	清潔で美しい大田区をつくる条例	4
品川区	品川区歩行喫煙および吸い殻 空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例	15
荒川区	荒川区まちの環境美化条例	2
北区	東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例	8
足立区	足立区まちをきれいにする条例	11
江東区	江東区歩行喫煙等の防止	7
文京区	文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例	10
新宿区	新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例	8
千代田区	千代田区生活環境条例	11

(JT 調べ)

特に乗降客数の多いターミナル駅を抱える、

・新宿区

(新宿駅：約330万人／日)

・豊島区

(池袋駅：約270万人／日)

・渋谷区

(渋谷駅：約235万人／日)

は、100m²を超える喫煙所を複数個所設置している。

※ 3.その他12)～17)参照

(P 31～P 36)

大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン

- 大阪府では、「効果的に受動喫煙防止対策を推進するための府の指針」として、「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」を策定しています。（2014年4月公表）
 - 受動喫煙の防止には、全面禁煙が最も効果的かつ費用が不要であるとして、特に子ども、妊婦、健康に問題がある方等多く利用する学校、医療機関、官公庁等の公共の場所では、敷地内全面禁煙又は建物内全面禁煙を推奨しています。
 - ✓ 屋外に喫煙所を設ける際には、喫煙所を施設の出入口や建物開口部からできるだけ離すなど、必要な措置を講ずるよう努めることを依頼しています。
 - 全面禁煙が困難な場合でも、可能な範囲において、施設内における受動喫煙を防止するための対策が必要であり、可能なところから取組むよう依頼しています。対策の内容としては、「表示の推進」「時間禁煙」「分煙」を例示しています。

堺市の喫煙所事例

路上喫煙・ポイ捨てはやめましょう

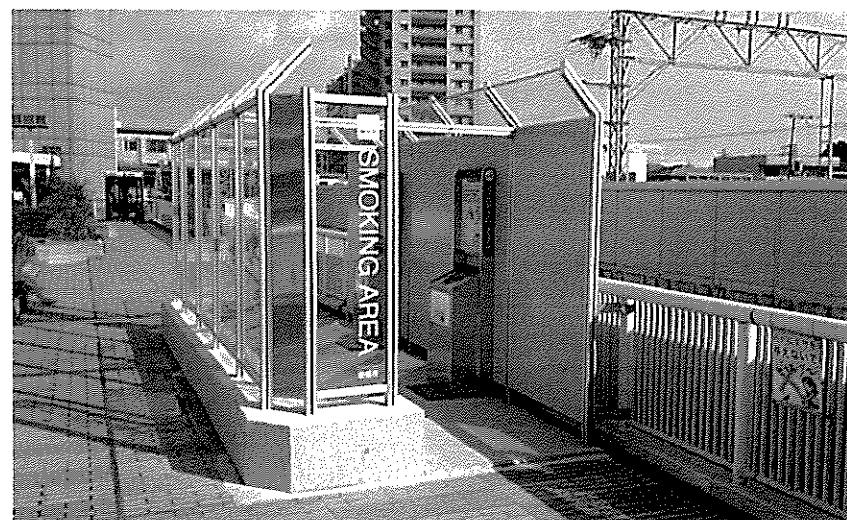
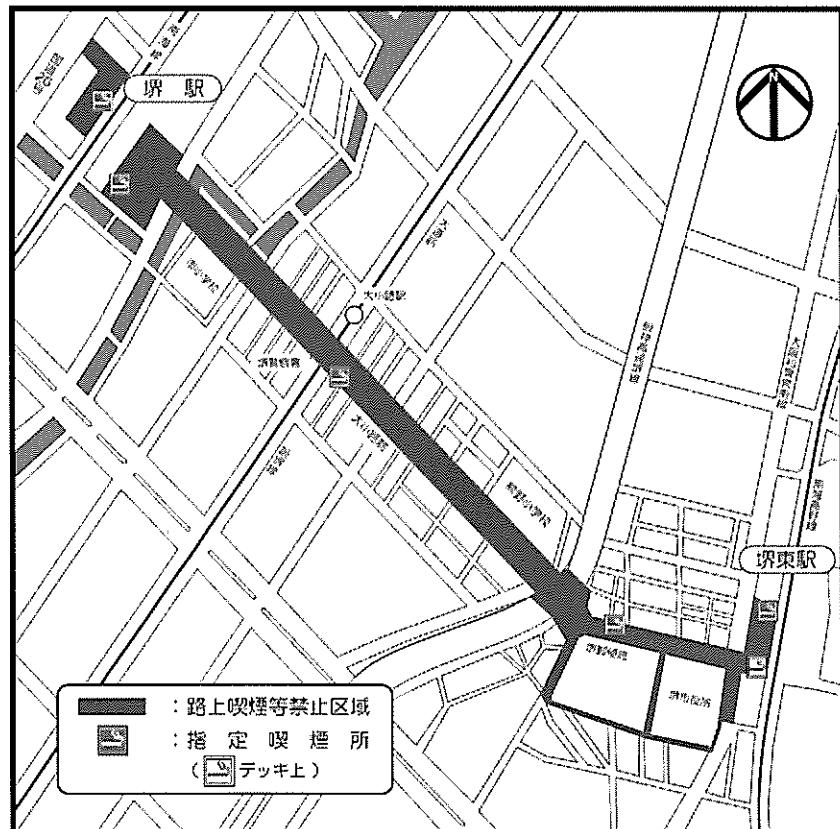
市では、平成21年10月から「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」を施行し、全市域の公共の場所で路上喫煙をしないよう努力義務を課しているとともに、ポイ捨てを禁止しています。

平成22年4月には、堺東駅前広場～堺市役所周辺～大小路筋～堺駅前（西・東）広場を路上喫煙等禁止区域に指定して、巡視員による指導啓発を開始し、平成23年4月1日から禁止区域で路上喫煙や空き缶などのポイ捨ての違反をした人から1,000円の過料を徴収しています。

URL：堺市website

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/torikumi/rojokitsuenkinshi.html>

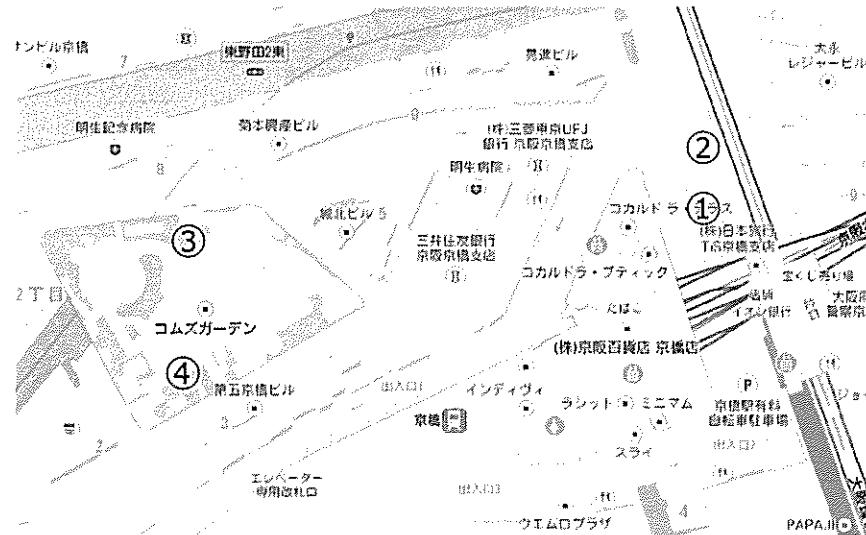
堺市 堀東駅（2014年2月供用開始）



2. 京橋における喫煙所設置に関するご提案

京橋における喫煙所設置に関するご提案

たばこを吸われる方、吸われない方の双方に配慮した喫煙所は、少なくとも以下の4ヶ所で設置可能であると考えております。



①京橋駅前広場

②花時計

③京橋公園 1

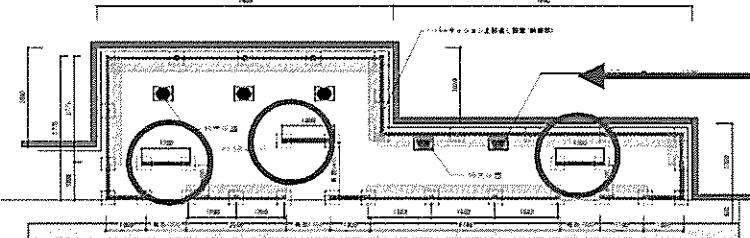
④京橋公園 2

設置に際してのポイント

- ① 歩行者の動線を外した場所に設置する。
- ② 高さのあるパーティションで喫煙所を囲み、さらに入口にクランク状にパーテーションを配することにより、吸われない方が視認した際の不快感を低減させる。
- ③ 「マナーを守った喫煙」を促進するため、吸われる方が気づきやすい、「P R効果」の高い場所に設置する。

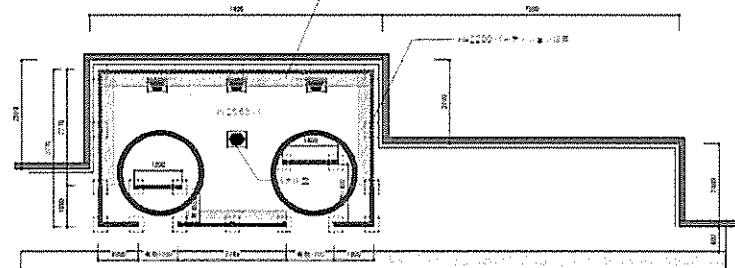
吸わない人への配慮

■駅前広場 A案

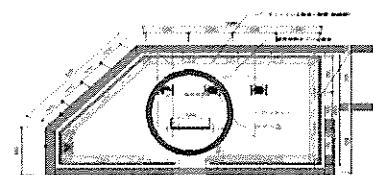


出入口奥につい立を設置し、
吸わない人に不快感を与えないような
視覚的配慮

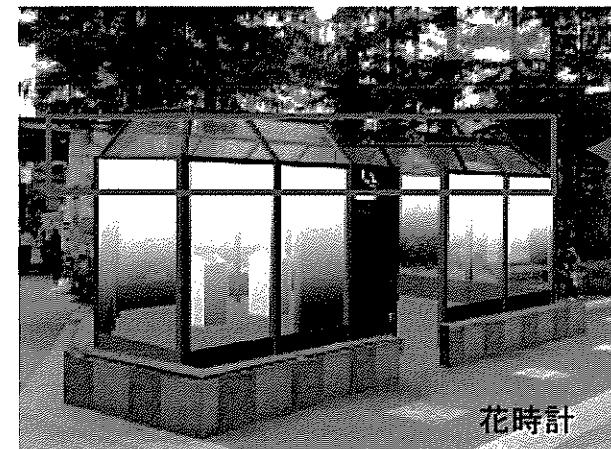
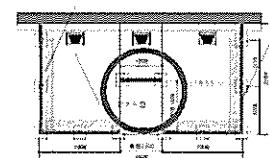
■駅前広場 B案



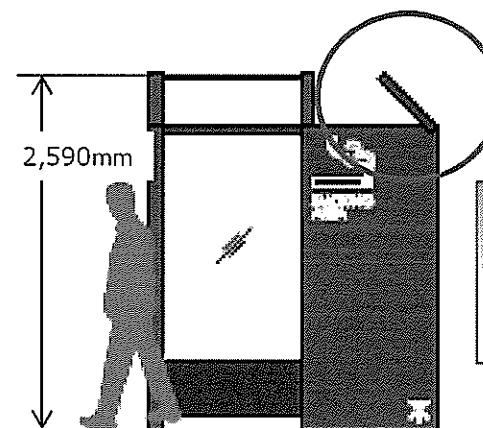
■花時計



■京橋広場1・2

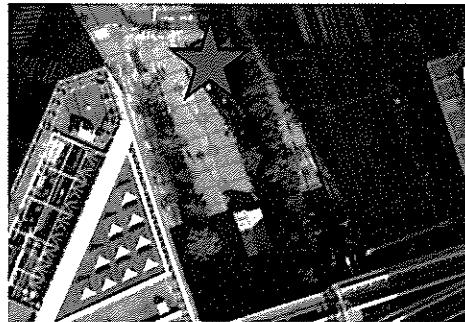


花時計



先端部分を内向きにし、
吸わない人が不快感を感じない
視覚的配慮

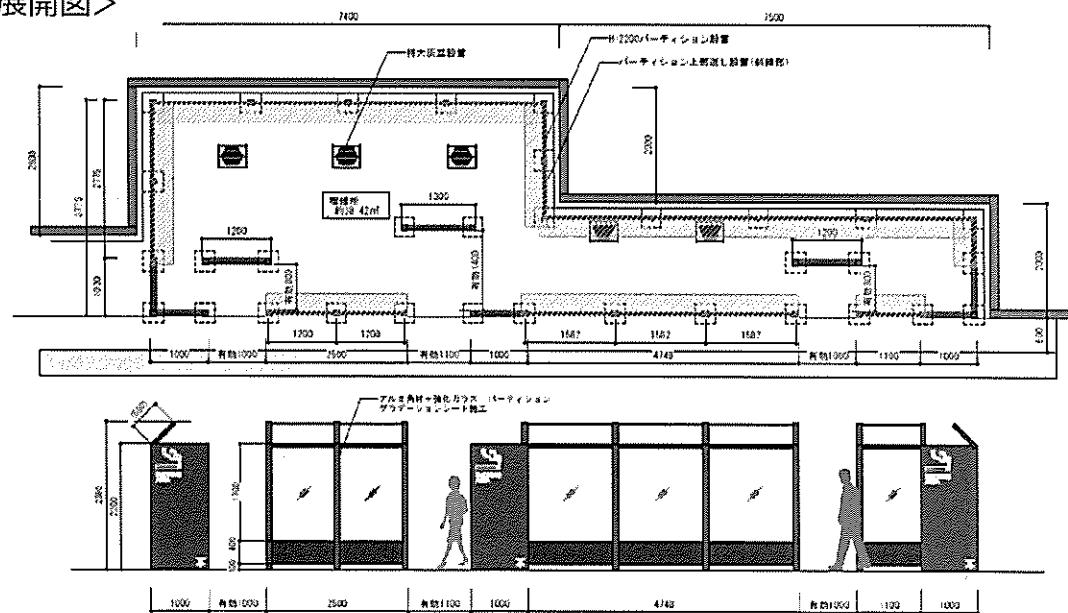
①京橋駅前広場 <A案：38.4m²>



<イメージ図>

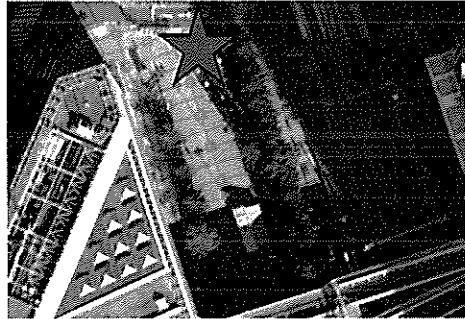


<展開図>

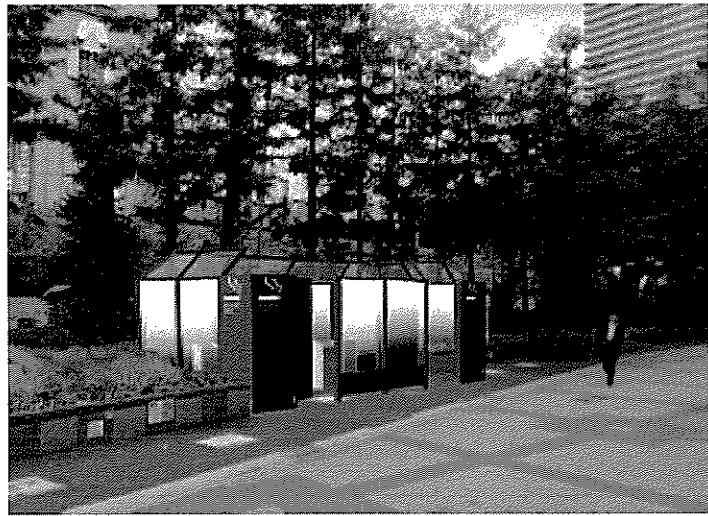


※ 予定場所は献血車から約15m離れています。

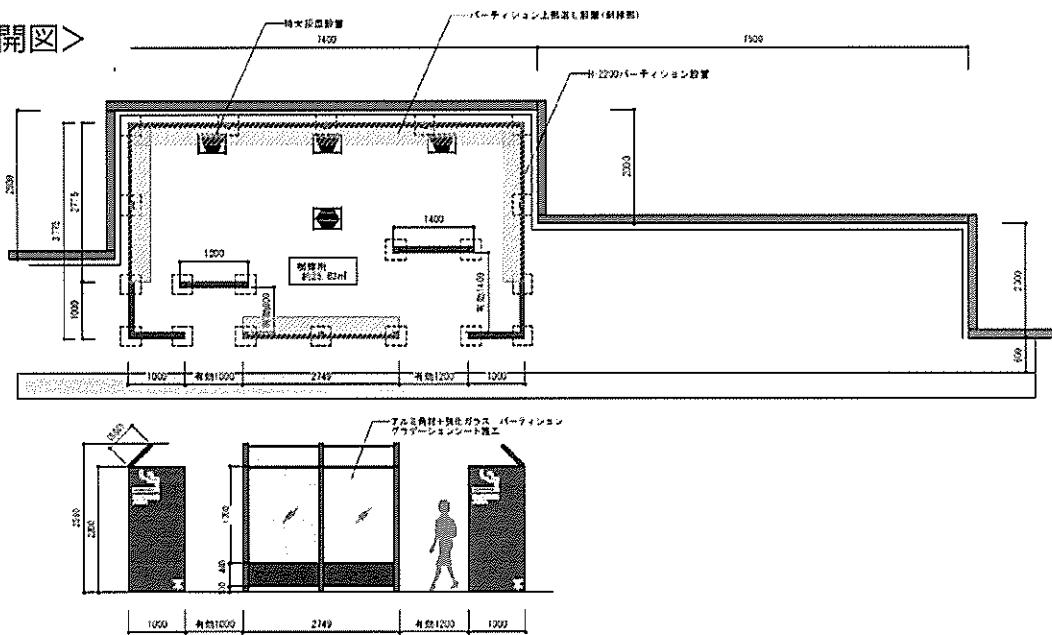
①京橋駅前広場 <B案：25.6m²>



〈イメージ図〉

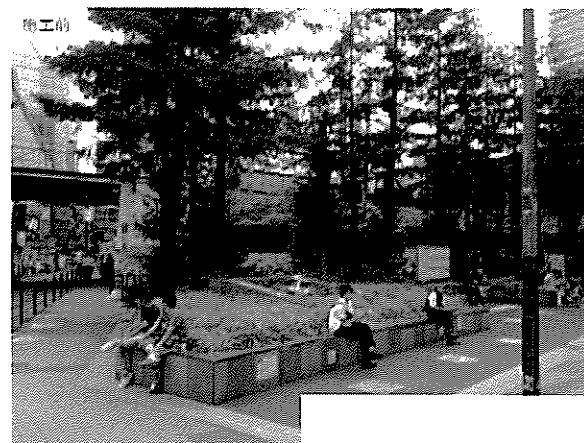


〈展開図〉

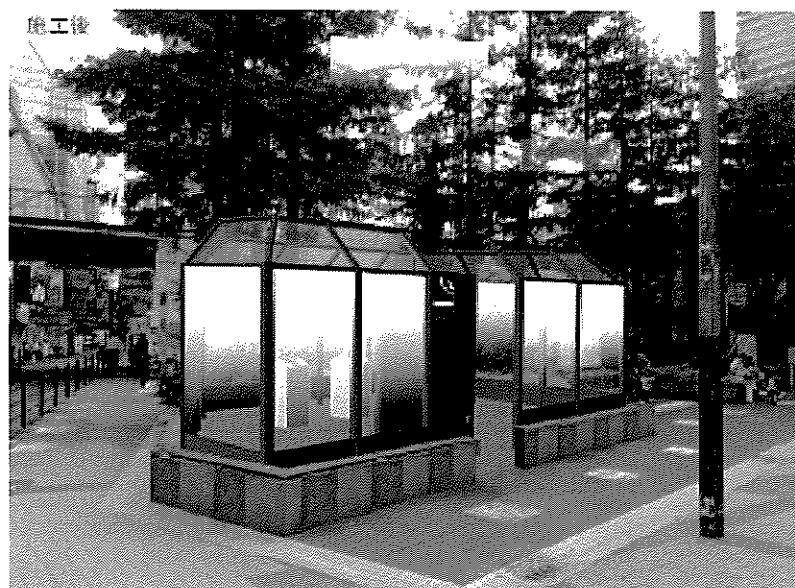


※ 予定場所は献血車から約15m離れています。

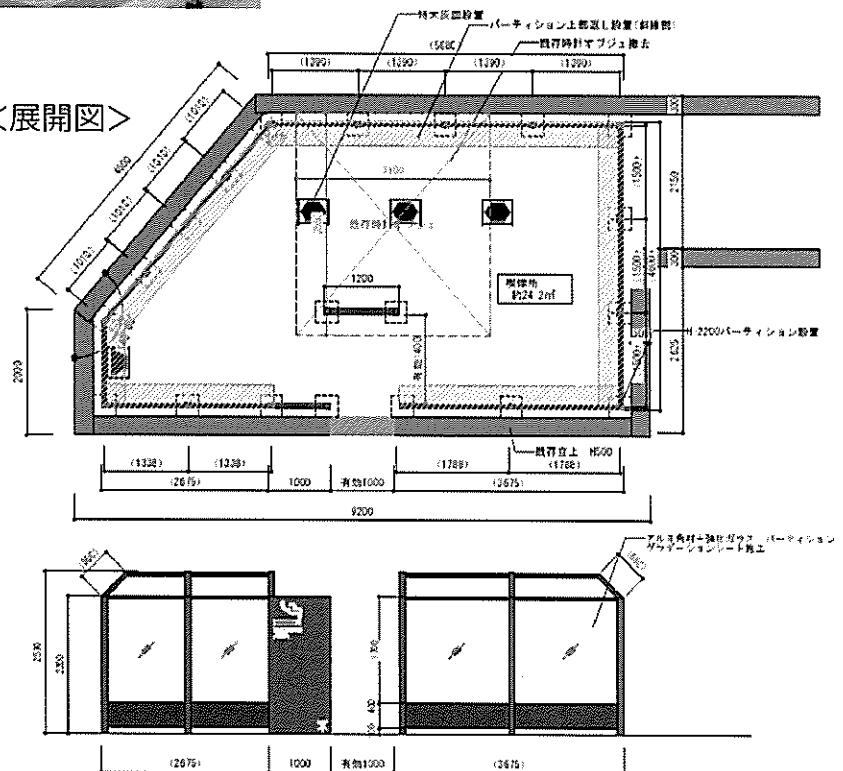
②花時計 <24.2m²>



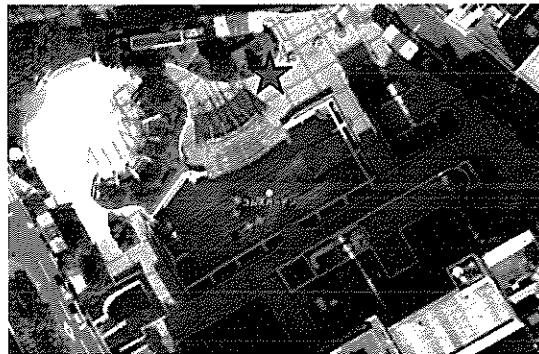
＜イメージ図＞



＜展開図＞



③京橋公園 - 1 <18.3m²>



〈展開図〉

〈イメージ図〉

